

## 兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター利用規程

### (趣旨)

第1条 兵庫医科大学病態モデル研究センター規程（以下「センター規程」という。）第11条の規定に基づき、兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター（以下「西宮センター」という。）における動物実験及び実験動物の飼養保管が、安全かつ適正に行われるよう西宮センターの利用に関し必要な事項を定める。

### (利用の資格)

第2条 西宮センターを利用できる者は、次に掲げるものとする。

- 1 兵庫医科大学（以下「本学」という。）の教職員、大学院生、研究生、研究医コース学生、基礎系講座配属中の学生
- 2 「学外者による動物実験の実施に関する細則」が適用される学外者等
- 3 前二号の他、西宮病態モデル研究センター長（以下「西宮センター長」という。）が利用を認めた者

### (利用の条件)

第3条 第2条第1項1号の者が実験動物の飼養保管、動物実験の実施等に関する西宮センター利用を行うためには、次の各号を満たさなければならない。

- 1 動物実験に関する教育訓練を受講し、確認試験に合格していること。
  - 2 遺伝子組換え実験安全取扱い講習を受講し、試験に合格していること。
  - 3 西宮センターを使用する動物実験計画が承認されていること。
- ② 第2条第1項2号及び3号の者が前項の西宮センター利用を行うためには、次の各号を満たすものとする。
- 1 西宮センターを使用する動物実験計画が承認されていること。
  - 2 遺伝子組換え実験安全主任者が示す、当該区域への立入ができる要件を満たしていること。

### (利用の手続き)

第4条 西宮センターを利用しようとする部署の所属長は、所定の登録申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

- ② 前項の所属長に変更が生じた場合には、改めて第1項の規定により、その承認を受けなければならない。
- ③ 西宮センターを利用しようとする者は、所定の登録申請書を西宮センター長に提出し、エリア別のセンター利用に関する講習を受講のうえ、その承認を受けなければならない。
- ④ 西宮センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、承認された事項について変更が生じた場合には、改めて第3項の規定により、その承認を得なければならない。

### (利用者の登録)

第5条 西宮センター長は、前条の規定により利用者として承認した場合は、所定の登録簿に登録するものとする。

- ② 登録は、登録年度に関係なく、3年毎の所定の年度で更新するものとする。
- ③ 前項の更新時、半年以上西宮センターの利用がない場合には、改めてエリア別のセンター利用に関する講習を受講しなければならない。

### (経費の負担)

第6条 第4条第1項第1号の所属長は、センター規程第12条で定める利用経費を支払うものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、別に定める西宮センター利用細則を遵守しなければならない。

② 利用者は、センター内に特殊な飼育装置、実験装置等を導入し実験を行おうとする場合は、事前に西宮センター長に申請し、その許可を得なければならない。

(安全管理を要する動物実験の実施要件)

第8条 センター規程第11条第2項第1号に該当する安全管理を要する動物実験を行おうとする者は、別に定める「兵庫医科大学西宮病態モデル研究センターP2Aエリア利用細則」、「兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター標準操作手順書」に基づき動物実験の実施及び実験動物の飼養保管を行わなければならない。

② センター規程第11条第2項第2号に該当する安全管理を要する動物実験を行おうとする者は、別に定める「発がん物質等危険物質を用いた動物実験取扱要領」、「兵庫医科大学西宮病態モデル研究センター標準操作手順書」に基づき動物実験の実施及び実験動物の飼養保管を行わなければならない。

③ センター規程第11条第2項第3号に該当する安全管理を要する動物実験を行おうとする者は、「放射線業務従事者」として登録されなければならない。

(緊急時に対する措置)

第9条 利用者は、センター規程第13条に規定する緊急の事案が発生した場合には、西宮センター長の指示に基づき適切な対応をとらなければならない。

(利用の報告)

第10条 利用者は、西宮センター長から飼養保管状況等について報告を求められた場合又は第7条第2項の実験を終了又は中止した場合は、その旨を速やかに西宮センター長に届出なければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、西宮センターの利用に関し必要な事項は、運営小委員会の意見を聴き、西宮センター長が別に定める。

(事務)

第12条 この規程にかかる事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。